

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更  
(2022年1月17日)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第1条 (約諾)	第1条 (約諾)
(省 略)	(現行どおり)
3. お客様は、本取引を行った結果発生するお客様の損益金、スワップポイントおよび金銭の受払いは、 <u>すべて</u> 本口座で処理するものとします。	3. お客様は、本取引を行った結果発生するお客様の損益金、スワップポイントおよび金銭の受払いに <u>ついて</u> 、 <u>全て</u> 本口座で処理するものとします。
(省 略)	(現行どおり)
第2条 (口座の開設)	第2条 (口座の開設)
(省 略)	(現行どおり)
<<個人のお客様>>	<<個人のお客様>>
(省 略)	(現行どおり)
(12) 既に本取引口座を開設していないこと	(12) 既に本口座を開設していないこと。
(省 略)	(現行どおり)
<<法人のお客様>>	<<法人のお客様>>
(省 略)	(現行どおり)
(7) 既に本取引口座を開設していないこと	(7) 既に本口座を開設していないこと。
(省 略)	(現行どおり)
3. 当社は、満年齢が <u>81</u> 歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。	3. 当社は、満年齢が <u>75</u> 歳以上のお客様について、本取引継続の意思の有無を確認するため、年1回、「回答書」をご提出いただき、次の通り取扱うものとします。
(省 略)	(現行どおり)
第4条 (自己責任およびリスクの確認)	第4条 (自己責任およびリスクの確認)

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
<p>2. (省 略)</p> <p>(2) 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、証拠金預託額を上回るおそれがあること。</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>(2) 本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあり、かつ、その損失の額が、証拠金額を上回るおそれがあること。</p>
<p>(省 略)</p> <p>第11条 (両建て取引)</p> <p>同一通貨ペアの売り買い双方の建玉を同時に保有することを両建て取引といたします。お客様は、本取引において両建て取引を行う場合には、スワップポイントが損計算になることおよび売買価格差を二重に負担するなどの経済的合理性を欠き、<u>実質的に意味がない取引</u>であることを承諾したうえで行うものとします。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第11条 (両建て取引)</p> <p>同一通貨ペアの売り買い双方の建玉を同時に保有することを両建て取引といたします。お客様は、本取引において両建て取引を行う場合には、スワップポイントが損計算になることおよび売買価格差を二重に負担するなどの経済的合理性を欠く<u>おそれがある取引</u>であることを承諾したうえで行うものとします。</p>
<p>(省 略)</p> <p>第12条 (為替レート)</p> <p>(省 略)</p> <p>3. マーケットの流動性が著しく低下する場合および当社におけるカバー方式などにより、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。<u>(トライオートFX・マイメイトのみ)</u></p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第12条 (為替レート)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>3. マーケットの流動性が著しく低下する場合および当社におけるカバー方式などにより、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。</p>
<p>(省 略)</p> <p>第14条 (決済)</p> <p>本取引において、お客様が保有する未決済建玉は、差金決済によって決済するものとします。<u>なお、サービスによっては通貨の受渡しによる決済も可能です。通貨の受渡しの可否については、説明書に定めることとします。</u></p> <p>2. お客様が差金決済を行った結果、当該損金が証拠金預託額を超えた場合、お客様は、当該超過額について、直ちに、当社が指定する口座に送金することで支払うものとします。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第14条 (決済)</p> <p>本取引において、お客様が保有する未決済建玉は、差金決済によって決済するものとします。</p> <p>(削 除)</p> <p>2. お客様が差金決済を行った結果、当該損金が証拠金額を超えた場合、お客様は、当該超過額について、直ちに、当社が指定する口座に送金することで支払うものとします。</p>

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
第17条 (期限の利益の喪失)	第17条 (期限の利益の喪失)
(省 略)	(現行どおり)
3. 第1項および第2項各号のいずれかが生じた場合には、お客様は当社に対し書面をもって遅滞なくその旨を報告します。	3. 第1項および第2項各号のいずれかが生じた場合には、お客様は当社に対し書面をもって遅滞なくその旨を報告 <u>するもの</u> とします。
(省 略)	(現行どおり)
第26条 (解約)	第26条 (解約)
(省 略)	(現行どおり)
(8) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適当であると当社が判断したとき。不適当な取引とは、第28条第 <u>3</u> 項に掲げる取引をいう。	(8) 当社が提供する価格等の取得方法および利用が不適切であると当社が判断した場合またはお客様が本取引を利用することが不適当であると当社が判断したとき。不適当な取引とは、第28条第 <u>4</u> 項に掲げる取引をい <u>います</u> 。
(省 略)	(現行どおり)
第27条 (免責事項)	第27条 (免責事項)
(省 略)	(現行どおり)
(19) 第28条第 <u>4</u> 項および同 <u>5</u> 項の定めにより、お客様に生じた一切の損害。	(19) 第28条第 <u>5</u> 項および同 <u>6</u> 項の定めにより、お客様に生じた一切の損害。
(省 略)	(現行どおり)
第28条 (取引の制限・禁止行為)	第28条 (取引の制限・禁止行為)
(省 略)	(現行どおり)
(新 設)	<u>3. お客様は、マイページのお客様情報を最新に保つこととします。お客様情報画面の必要記載事項が入力されていない場合、また、最新の情報に更新されていないと当社が判断した場合、当社はお客様の取引を制限できるものとします。</u>

現 行	改正後
(省 略)	(現行どおり)
<p>3. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>4. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ承諾するものとします。</p>
(省 略)	(現行どおり)
<p>4. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、および前項の禁止事項の可能性があると当社が判断した場合、当社は事前に通知することなくお客様の取引口座の新規取引の規制、またはお客様の注文約定の方法を先カバー方式に変更できるものとします。</p>	<p>5. お客様が当社と行う取引について、前項の禁止行為が行われた場合、および前項の禁止事項の可能性があると当社が判断した場合、当社は事前に通知することなくお客様の本口座の新規取引の規制、またはお客様の注文約定の方法を先カバー方式に変更できるものとします。</p>
(省 略)	(現行どおり)
<p>5. 当社は、本条第3項の禁止事項に該当する取引による約定を過去に遡り取り消すことができるとします。</p>	<p>6. 当社は、本条第4項の禁止事項に該当する取引による約定を過去に遡り取り消すことができるとします。</p>
(省 略)	(現行どおり)
<p>第31条（改訂および承認） 本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページもしくはマイページ上で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p>	<p>第31条（改訂および承認） 本約款および説明書は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき改訂されることがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページ等で開示するものとし、重要な改訂については、書面またはメールをもってお客様に通知するものとします。</p>
(以下、省略)	(以下、現行どおり)
<p><u>2021年9月27日</u></p>	<p><u>2022年1月17日</u></p>